

高齢者を犯罪から守ろう ～高齢者保護活動の強化週間について～

平成19年9月15日（土）～9月21日（金）

高齢者保護活動とは、このような活動です。
高齢者が被害者となる犯罪や事故の未然防止活動
独居高齢者に対する訪問活動
高齢者の社会生活参加意識の促進

■高齢者の方が“狙われる犯罪” について

忍込みや空き巣などの侵入盗犯罪



戸締りを習慣にし、鍵のかかってない窓がないようにしましょう。また、庭の植え込みを低くしたり、踏むと音がする玉砂利を敷くなど、ちょっとした用心と工夫で防犯効果が高くなります。
番犬も有効です。

子、孫、弁護士、警察官、会社の上司、
税務署職員、医師、弁護士、
法定代理人など

オレオレ詐欺

騙しの手口は、

誰かを装って
要求をする

何かの理由を告げて

金銭の



アドバイス

電話の話を真に受けしないで、事実の確認を。
自分ひとりで判断しないで、誰かに相談を。
金融機関等の振り込み先で、最後に相談を。

ひったくりや置き引きなどの街頭犯罪



ひったくりの被害者の大半は女性です。自転車の前カゴや女性の持っている手提げかばんを狙うのです。防犯ネットの利用や、かばんは車道側に持って歩かないように。
置き引きの被害対策は、飲食店などでは、貴重品を入れた上着やかばんは、手元か目の届くところに置くようにしましょう。

ご要望がありましたら、防犯講習会に伺います。

詳しくは、交番や岡山東警察署生活安全課までおたずねください。

困まりごとの相談は、警察相談窓口をご利用ください。

犯罪等による被害の未然防止に関する相談などに応じています。

(ストーカー、配偶者からの暴力、子どもに対する声かけ事案など)